さいたま市告示第464号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和7年3月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 さいたま市岩槻商業店舗

所 在 地 さいたま市岩槻区府内三丁目1324番1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ファーストリテイリング

代 表 者 代表取締役 柳井 正

住 所 山口県山口市佐山10717番地1

- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数	備考
店舗西側 駐車場	98台	図面3 建物配置図及び1階平面図
計	98台	

(変更後)

位 置	収容台数	備考
店舗西側 駐車場	71台	図面3 建物配置図及び1階平面図
計	71台	

(4) 変更の年月日

令和7年11月6日

(5) 変更する理由

利用実態に即した駐車場台数とするため

2 届出年月日

令和7年3月5日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和7年3月18日から令和7年7月18日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 岩槻区役所区民生活部観光経済室

住所 さいたま市岩槻区本町三丁目2番5号

電話 048 (790) 0118

FAX 048 (790) 0260

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提 出によりこれを述べることができます。
 - (1) 意見書の提出期間令和7年3月18日から令和7年7月18日まで。
 - (2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944